

入札説明書

令和6年4月12日付けで公告した「障害者支援施設明朗塾・外壁塗装及び昇降機設備改修工事」に係る一般競争入札については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 建築主
社会福祉法人光明会 理事長 小澤 定明
- (2) 工事名
障害者支援施設明朗塾・外壁塗装及び昇降機設備改修工事
- (3) 工事を施工する場所
千葉県八街市八街に20番地
- (4) 工事期限
令和6年6月10日から令和7年3月31日まで
- (5) 工事概要
 - ア 事業内容 障害者支援施設明朗塾（生活介護30名 就労継続支援B型30名
施設入所支援40名 短期入所4名 就労定着支援）
 - イ 敷地面積 4,295.54 m²
 - ウ 規模及び構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建て
建築面積 1,088.00 m² 延床面積 1,818.80 m²
 - エ 工事内容 外壁塗装工事、昇降機設備改修工事
- (6) 予定価格
設定有 落札決定後公表とする。
- (7) 入札方式
一般競争入札
- (8) その他
本件は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。
- (9) 問い合わせ先
〒289-1103
千葉県八街市八街に20番地×
社会福祉法人光明会 総務部 担当 岩澤
電話番号 043 (442) 0101
FAX番号 043 (440) 2020
電子メールアドレス m.yoshita@meiroh.com

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者のうち、建築一式工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の時までの間、受けていない者。
- (2) 令和6年1月1日現在の資格者名簿における建築一式工事の格付けがA等級又はB等級である者。
- (3) 県内に本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所がある者。
- (4) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できる者。
- (5) 過去15年間（本入札公告の前年度までの15か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期

間（平成20年4月1日～令和6年4月12日）に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積1,000㎡以上の障害者支援施設、障害者グループホームその他これらに類する公共施設の新築、増築又は改築に係る建築一式工事を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）として施工した実績がある者。

- (6) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
- ア 本工事に係る設計業務等の受託者
商号 株式会社アーキトレイン
所在地 千葉県千葉市新田町33-1
 - イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者
 - ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - ② 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。
- (7) 過去1年間に、千葉県の補助金を受けて整備される障害者施設の入札に参加し、落札したのにも関わらず、契約を辞退した経験がある者でないこと。
- (8) 次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (9) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (10) 千葉県経常建設共同企業体取扱要領に基づき結成された経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）に必要な資格に関する事項
- ア 経常JVとして、上記（2）の要件を満たしていること。
 - イ 経常JVすべての構成員が上記（1）、（3）、（4）、（6）、（7）、（8）、（10）及び（11）の要件を満たしていること。
 - ウ 経常JVいずれかの構成員が上記（5）の要件を満たしていること。
 - エ 経常JVで参加した場合には、その構成員は参加することができない。

3 入札参加資格の確認等

本工事の入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 資格確認資料の提出期間等
- ア 期間 令和6年4月12日（金）から令和6年4月26日（金）まで（土日、祝日を除く。）
 - イ 時間 午前10時から午後4時まで
 - ウ 提出先 上記1（9）に持参又は郵送（必着）
 - エ 提出部数 2部
- (2) 入札参加資格の確認結果通知
令和6年5月8日に入札参加資格確認結果通知書により通知（発送）する。
- (3) その他
- ア 資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
 - イ 提出された資格確認資料は、申請者に返却しない。
なお、公表し、また無断で使用することはしない。

4 契約条項等を示す場所

本工事に係る契約書案、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の配付等は、次のとおり行う。

(1) 設計図書等の配付

令和6年4月12日より随時配付する。

(2) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、社会福祉法人光明会理事長宛てに書面により提出すること。

ア 提出期間 令和6年5月13日の午後4時まで（必着）

イ 提出先 上記1（9）

ウ 提出方法 書面（書式自由、ただし規格はA4判。図面はA3判A4折り。回答欄のついたもの）は、FAX又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。

なお、書面には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

質問に対する回答は、令和6年5月15日の午後4時までに、すべての入札参加資格を有する者に電子メールにより行う。

5 入札保証金 免除

6 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

7 工事費内訳書の提出

(1) 本工事の入札参加を希望する者は、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳書は、次の各号に定める事項を備えていること。

ア 入札参加者名、工事名及び工事場所。

イ 工事費の内訳となる各項目（細目別内訳まで）に対応した数量、単位、単価及び金額。

(3) 工事費内訳書は、封書にし、持参により第1回目の入札書提出時に入札書と併せて提出しなければならない。

(4) 次の各号に該当した場合、重大な不備があるものとして、入札を無効とする。

ア 工事費内訳書の提出がない場合。

イ 工事費内訳書とは無関係な書類である場合。

ウ 工事費内訳書に入札参加者名、工事名又は工事場所の記載がない場合。

エ 工事費内訳書に押印が欠けている場合。

オ 工事費内訳書に記載された内容から、明らかに他の工事の工事費内訳書であると発注者が判断した場合。

カ 工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれの金額とその合計額（工事価格）の記載がない場合。ただし、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に扱うものとする。（以下、同じ。）

キ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額と工事価格とが異なる場合。

ク 工事費内訳書の工事価格と入札額が異なる場合。

(5) 前(1)～(4)の取扱いは、千葉県が定める「千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」（平成27年3月11日制定）に準ずるものとする。

(6) 落札者の工事費内訳書は受領し、落札者以外の工事費内訳書は返却する。

8 入札及び開札

入札及び開札は、千葉県が定める入札約款に準じて、次のとおり行う。

(1) 入札の執行

資格確認の結果として資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することとし、また、入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。

第1回目の入札が予定価格の制限の範囲内でない場合は、再度入札を行う。

なお、再度入札の回数は2回とする。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年5月28日 午前11時

イ 場所 千葉県八街市八街に20番地

障害者支援施設説明朗読

(3) 入札書の提出方法

入札参加者は、上記(2)の日時及び場所において入札書を提出するものとする。

(4) 最低制限価格

本工事には、最低制限価格を設定する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

(6) その他

ア 入札参加者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

イ 入札書、誓約書及び委任状には、工事名及び工事場所を入札参加資格確認結果通知書の記載に従い記入すること。

ウ 入札者が、代理人である場合においても、誓約書及び入札書には代表印を押印すること。

エ 誓約書及び代理人が入札を行う場合の委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では修正できない。

オ 入札を希望しない場合は、参加しないことができるので、入札辞退届を持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出すること。

9 配置予定技術者の確認

(1) 本工事の入札参加を希望する者は、資格確認資料と併せ、別に配付する「専任配置予定技術者の従事工事等の状況（別添資料2）」を提出すること。

また、配置予定技術者を複数提出する場合は、技術者ごとに提出すること。

(2) 落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められない。

10 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内であって、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

11 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

12 契約の保証

免除

13 その他

入札参加者は、契約書案及び千葉県が定める入札約款を熟読し、遵守すること。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人光明会
理事長 小澤 定明 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
(受 任 者)

印

一般競争入札参加資格確認申請書の提出について

一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 令和6年4月12日
- 2 工 事 名
- 3 工 事 箇 所
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者氏名
電話番号 () ファクシミリ番号 ()
- 5 資格確認申請項目

(1) 資格者名簿における建築一式工事の格付 (総合点数)		() 点)
(2) 本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所所在地 (千葉県内にある事務所)		
(3) 専任配置予定の技術者	氏名	
生年月日 (年齢)	住所 電話	
法令による免許 公告した資格のみ、取得年及び登録番号を記載すること。		
※現場管理実績の工事名・規模・期間		
(4) 同種工事の施工実績		
工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体 共同企業体
工事概要等	規 模 等	
	構 造 形 式	
	工 法	
	技術的特記事項	

※公告において、専任配置の技術者に実績を求めた場合は、本欄に記入のこと。

留意事項

- (1) 提出された申請書類のみで資格を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合がある。
- (2) 工事概要等は、公告において明示した当該工事と同種の工事の施工実績についての的確に判断できる必要最小限の具体的項目を設定すること。
- (3) 代表者から委任を受けている場合は、申請者名は支店長等名で差し支えない。
- (4) 専任配置予定技術者が申請時に他工事に従事している場合は、別葉（任意様式）に従事状況及び落札時の対応措置について記載すること。
落札後に技術者が配置できず、契約できない場合は指名停止等の恐れがあります。
なお、特段の理由がなく提出した配置予定技術者を変更することはできない。

説明資料

次の資料を添付すること。

- (1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿「登載通知書」の写し
 - (2) 有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
 - (3) 建設業許可申請書の写し（当該営業所が確認できるページのみでよい）
 - (4) 当該技術者の監理技術者資格者証及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し
（他の者の氏名・報酬等は、マジックインク等で消すこと。）
 - (5) 千葉県財務規則第107条の規定により入札保証金の免除を受けようとする場合は、それを証する過去の契約書かがみの写し又は入札保証保険契約書の写し（公告において入札保証金を免除している場合は添付を要しない。）
- 【以下は資格要件として必要とされている場合に提出すること。】
- (6) 同種工事の契約書かがみ等の写し（発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造等が確認できるもので、当初契約分のみで可。）
 - (7) ISO9001の認証取得を示す登録証の写し

申請書・添付書類確認項目表（必ず確認して提出すること。）

項 目	確認欄
(1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿「登載通知書」の写し	
(2) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	
(3) 建設業許可申請書の写し	
(4) 技術者の監理技術者資格者証及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し。	
(5) 入札保証金免除に係る過去の契約書かがみの写し等 （公告において、免除している場合は添付を要しない。）	
(6) 同種工事の契約書かがみ等の写し	
(7) ISO9001の認証取得を示す登録証の写し	

(別紙)

専任配置予定技術者の従事工事等の状況

(提出日) 令和 年 月 日

1 応募工事名

入札の種類			
工事名			
工事箇所		工種	

2 専任配置予定技術者等の状況

申請等会社名		建設業許可番号	
(フリガナ) 配置予定技術者名		生年月日 (西暦で記載)	19 年 月 日
監理技術者証番号		保有資格	()

(注) 保有資格は、公告した要件の資格のみ、名称(資格者証に記載される略語による)及び登録番号を記載してください。

3 申請時における専任配置予定技術者の従事工事の状況

従事中工事名		(CORINS 登録番号)	
発注機関名			
工期(西暦)	20 年 月 日	～	20 年 月 日
従事役職	監理技術者・主任技術者・現場代理人・その他()		
本工事と重複する場合の対応措置			

(注1) 提出日現在で、専任配置予定の技術者が従事している工事(民間工事を含む)等の状況を記載してください。なお、現在従事中の工事のない場合はその旨を明記し、また、兼務工事のある場合は、本用紙を複写して記載してください。

(注2) 本工事と重複する場合の対応措置については、具体的な内容について記載するとともに、適宜確認資料を添付してください。

4 本調書作成者

所属部課名 _____ 氏名 _____ 電話 _____

行政庁記入欄	(申請者は記入しないこと)
1 CORINS 等への登録に問題はない。 2 現在従事中の工事がある。 3 申請等会社名と監理技術証上の所属会社名が異なる。 4 公告又は公募した要件の資格を有していない。 5 該当する監理技術者資格者証情報がない。 6 その他	

入札約款

昭和49年12月27日制定

令和4年2月16日最終改正

(目的)

第1条 千葉県が発注に係る工事又は製造の請負及び調査、測量、設計等の委託の契約（千葉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年千葉県規則第100号）で規定する特定調達契約を除く。）に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等については疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は別記第1号様式により作成し、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。
- 4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。
- 5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

- 2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号以下「独禁法」という）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格、入札意思又は工事費内訳書その他提出する書類（次項において「入札書等」という。）についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格、入札意思又は入札書等を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が談合し、又は談合の恐れがある不穏の行動をとるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を保留し、延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が一者である場合は、再度入札及び一般競争入札の場合を除き、入札を取止めるものとする。ただし、低入札価格調査対象者については入札参加者として取扱う。

(無効となる入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札 (免除の場合を除く。)
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに談合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (9) 低入札価格調査において、事情聴取に協力しない者及び調査報告書の提出に代わる届出をした者及び契約担当者から指示された書類を規定の期限までに提出しない者のした入札
- (10) 入札手続において必要とされた書類に重大な不備があると認められた者のした入札
- (11) 予定価格を事前公表された入札において、予定価格を超える金額の入札
- (12) 一般競争入札 (総合評価方式) において、技術資料の提出がなかった者のした入札
- (13) 一般競争入札 (総合評価方式) において、技術資料のうち施工計画が不適切とされた者のした入札
- (14) 競争入札 (一抜け方式) において、予め定めた開札順序により先に落札者となった者のしたその後の入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (2) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札
- (3) 低入札価格調査において失格とされた入札

(開札)

第8条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

(保留)

第9条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査が必要なとき
- (2) 一般競争入札 (事後審査型) における落札候補者の資格確認審査を実施するとき
- (3) 発注者が特に必要と判断したとき

(落札者の決定)

第10条 総合評価方式によらない工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けない予定価格2千5百万円以上の建設工事において、契約ごとに100分の92から100分の75の範囲内で主務課長 (工事又は製造の請負契約の締結及び施工に関する事務を分掌する本庁の課長をいう。) 又はかみ長 (千葉県財務規則 (昭和三十九年千葉県財務規則第十三号の二) 第二条第五号に定める職員をいう。以下同じ。) の定める額 (以下「調査基準価格」という。) を下

- 回る価格をもって入札した者（以下「価格落札調査対象者」という。）があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる価格落札調査対象者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる価格落札調査対象者がいないときは、価格落札調査対象者以外の者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - 3 総合評価方式による工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、落札の前提となる一定の要件（以下「落札必要要件」という。）に該当し、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者で、価格と技術評価点から算出する評価値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、予定価格2千5百万円以上の工事又は製造に係る入札において、落札必要要件に該当し評価値の最も高い者が調査基準価格を下回る価格をもって入札したときは、「落札必要要件に該当し、かつ、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、「落札必要要件に該当し、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者」に比して評価値が同等以上である者」（以下「総合評価調査対象者」という。）により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる総合評価調査対象者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
 - 4 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる総合評価調査対象者がいないときは、総合評価調査対象者以外の者のうち、落札必要要件に該当し、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者で、評価値の最も高い者を落札者とする。
 - 5 委託業務に係る入札においては、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、1千万円以上の委託業務のうち、測量業務においては、契約ごとに100分の82から100分の60、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務及び補償関係の建設コンサルタント業務においては、契約ごとに100分の80から100分の60、地質調査業務においては、契約ごとに100分の85から3分の2の範囲内で主務課長（委託業務の契約の締結及び履行に関する事務を分掌する本庁の課長をいう。）又はかい長の定める額（以下「委託業務調査基準価格」という。）を下回る価格をもって入札した者（以下「委託業務価格落札調査対象者」という。）があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる委託業務価格落札調査対象者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - 6 第1項ただし書、第3項ただし書又は第5項ただし書の場合において、価格落札調査対象者、総合評価調査対象者又は委託業務価格落札調査対象者は契約担当者の行う調査に協力しなければならない。

（同価格又は同評価値の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定）

第11条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（再度入札）

第12条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、第10条第1項ただし書、第3項ただし書又は第5項ただし書の規定により調査した結果、それぞれ価格落札調査対象者、総合評価調査対象者又は委託業務価格落札調査対象者を落札者としない場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないとき及び落札必要要件に該当する者がいないときは、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。

- 2 前項の場合において、再度入札の回数は、原則として2回までとする。
- 3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者又は第10条第1項ただし書、第3項ただし書又は第5項ただし書の規定により落札者とされなかった者以外の者とする。ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

る。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札決定の日7日以内（千葉県の日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）に契約（千葉県県有財産及び議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年千葉県条例第2号）第2条に規定する契約に係る仮契約を含む。次項において同じ。）を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第14条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (4) 契約保証金の納付
- (5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1（工事請負契約については、落札者が低入札価格調査を受けた者である場合は、10分の3）以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第15条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第16条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(沿革) 昭和49年12月27日制定 昭和50年 4月 1日施行

(略)

令和 3年 3月22日改正 令和 3年 4月 1日施行
令和 4年 2月16日改正 令和 4年 4月 1日施行

入 札 書

令和 年 月 日

様

住 所

氏 名

印

代理人氏名

印

入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって工事請負契約書(案)のとおり請負いたします。

¥ _____ 円也

工 事 箇 所

工 事 名

※ 金額は算用数字で記入する。

委 任 状

令和 年 月 日

様

住 所

氏 名

印

私は都合により（代理人氏名印）を代理人と定め、下記工事の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

工 事 箇 所

工 事 名

誓 約 書

令和 年 月 日

様

住 所

氏 名

印

代理人氏名

印

工 事 箇 所

工 事 名

上記工事の入札にさいし、談合等による入札の公正を害するような行為を
しないことを誓約します。

入札辞退届

工事等の名称 _____

上記について

入札参加資格がある旨の確認
指名

 を受けましたが、

別紙理由により入札参加を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

契 約 担 当 者 様

- 注意1 この届けは、入札執行前には、契約担当者に直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）してください。
- 2 入札執行中には、この届け又はその旨を明記した入札書を、入札執行宣言の前に入札執行者に直接提出してください。
- 3 電車等の遅れ等やむを得ず入札に参加できなかったときは、事後においても必ず契約担当者に直接持参してください。
- 4 入札を無断で辞退することがないよう十分御留意ください。

別紙理由

入 札 辞 退 理 由

- 1 手持ち工事が多く、さらに工事を受注することが困難である。
(向こう か月程度)
- 2 この工事を受注した場合、技術者の確保が困難である。
- 3 作業員の確保が困難である。
- 4 会社（個人企業の場合には個人）の都合による。
- 5 その他（ ）

- 注意 1 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 2 辞退理由のうち、該当するものにマルを付けてください。
 - 3 辞退理由 1 の場合には、受注困難である月数を記入してください。
 - 4 辞退理由 5 の場合には、簡潔に理由を記入してください。